

茨木市生涯学習関係団体の登録に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市立生涯学習センターきらめき（第2及び第3において「センター」という。）における生涯学習関係団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録団体へのサービス)

第2 市長は、生涯学習関係団体としてセンターに登録した団体に対し、登録の有効期間中、次に掲げるサービスを提供することができる。

- (1) 一時保育の利用
- (2) 団体連絡箱の利用
- (3) 印刷機の利用

(登録の要件)

第3 生涯学習関係団体として登録を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 生涯学習社会の推進を目的とし、センターの設置目的に適合する活動（1年以上の実績があるものに限る。）を恒常的に行っている、又は同一のきらめき講座（短期講座及びジュニア講座を除く。）の修了生が構成員の4分の3以上を占めていること。
- (2) 定款、規約、会則等による運営がなされていること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とした活動をしないこと。
- (4) 市内に活動の本拠地を有していること。
- (5) 市民又は市内に在勤し、若しくは在学している者が、10人以上含まれ、かつ、構成員の過半数を占めていること。

(登録の申請)

第4 生涯学習関係団体として登録を受けようとするものは、生涯学習関係団体登録（新規・更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則等
- (2) 事業概要書（収益を伴う活動がある場合に限る。）

(登録の通知)

第5 市長は、第4の申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当と認めるときは、申請団体に対して、その旨を生涯学習関係団体登録通知書（様式第2号）により通知する。

(登録の有効期間)

第6 第4の申請に基づく登録の有効期間は、当該申請を行った日の属する年度の初日から起算して3年間とする。

(登録の更新)

第7 生涯学習関係団体として登録を受けたものは、第6に規定する登録の有効期間の末日までに、生涯学習関係団体登録(新規・更新)申請書を市長に提出することにより登録の更新の申請をすることができる。

2 市長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録を更新することが適当と認めるときは、申請団体に対して、その旨を生涯学習関係団体登録通知書により通知する。

3 第1項の申請に基づき更新された登録の有効期間は、3年間とする。

(申請内容の変更及び登録の廃止)

第8 生涯学習関係団体として登録を受けたものは、第4(登録の更新をした場合にあっては、第7第1項。第9第3号において同じ。)の申請書の記載内容又は添付書類の内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、速やかに生涯学習関係団体登録変更(廃止)届出書(様式第3号)に添付書類(内容に変更が生じたものに限る。)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の廃止の届出があったときは、直ちに当該登録を廃止するものとする。

(登録の取消し)

第9 市長は、生涯学習関係団体として登録を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 茨木市立生涯学習センター条例(平成16年茨木市条例第18号)、茨木市立生涯学習センター条例施行規則(平成25年茨木市規則第28号)及びこの要綱に違反したとき。

(2) 第3に掲げる生涯学習関係団体の要件に該当しなくなったとき。

(3) 第4の申請書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 登録の有効期間が満了するまでに、第7に規定する更新の届出がなかったとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、生涯学習関係団体の登録について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市生涯学習関係団体の登録に関する要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

生涯学習関係団体登録（新規・更新）申請書

（申請先）茨木市長

茨木市立生涯学習センターにおける生涯学習関係団体の登録について、次のとおり申請します。

申請者	団体の名称			
	代表者名			
	所在地	電話 ー		
団体の設立年月日	年 月 日	活動実績年数	年	
きらめき講座名	※きらめき講座修了生による団体登録の場合のみ記入してください。 修了生 人			
構成人数	人（市内 人、市外 人）			
活動目的				
活動内容				
備考				
※注意事項 1 添付書類 (1) 団体の定款、規約、会則等 (2) 事業概要書（収益を伴う活動がある場合に限る。） 2 新規申請後に内容の変更又は登録の廃止を希望する場合は、速やかに変更（廃止）届出書を提出してください。 3 更新は、原則3年ごとに必要となります。			登録番号	
			受付印	

様式第2号（第5関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長 印

生涯学習関係団体登録通知書

年 月 日付け生涯学習関係団体登録申請について、審査の結果、生涯学習関係団体として登録しましたので通知します。

なお、次の事項を順守してください。

- 1 登録後、申請書又は添付書類に記載した内容に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は、速やかに手続をしてください。
- 2 登録の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までです。市長が別に定める期間内に、更新の手続をしてください。

（注意事項）

次の場合は、登録を取り消します。

- (1) 登録要件に該当しなくなったことが判明したとき。
- (2) 登録申請書及び添付書類への虚偽の記載が判明したとき。
- (3) 茨木市立生涯学習センター条例、同条例に基づく規則等に違反したとき。
- (4) 登録後の更新手続をしないとき。

生涯学習関係団体登録変更（廃止）届出書

（申請先）茨 木 市 長

茨木市立生涯学習センターにおける生涯学習関係団体の登録変更（廃止）について、次のとおり申請します。

変 更 前	申 請 者	団体の名称				
		代表者名				
		所在地	電話 ー			
	団体の設立 年月日	年	月	日	活動実績 年数	年
		きらめき講座名	※きらめき講座修了生による団体登録の場合のみ記入してください。 修了生 人			
	構成人数	人（市内 人、市外 人）				
	活動目的					
活動内容						
変 更 後	申 請 者	団体の名称				
		代表者名				
		所在地	電話 ー			
	団体の設立 年月日	年	月	日	活動実績 年数	年
		きらめき講座名	※きらめき講座修了生による団体登録の場合のみ記入してください。 修了生 人			
	構成人数	人（市内 人、市外 人）				
	活動目的					
活動内容						
備 考						
※注意事項					登 録 番 号	
1 添付書類（廃止の場合及び記載内容に変更がない場合は、添付の必要はありません。）						
(1) 団体の定款、規約、会則等					受 付 印	
(2) 事業概要書（収益を伴う活動がある場合に限る。）						
2 更新の手続は、市長が別に定める期間内に行ってください。						